

## 措置入院者が退院した後の支援に係る情報の引継ぎについて 県と政令市で取扱いを定めました

このたび、第42回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会（平成28年11月14日開催）の合意事項である「措置入院者が退院した後の支援に係る情報の引継ぎ」について、県と政令3市で取扱いを定め、4月1日から実施することとしましたので、お知らせします。

なお、本市では、既に「措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン」に基づき、本年3月1日から、措置解除後に市外に帰住する場合には、本人の同意を前提として、帰住先の保健所等と支援について調整を行うこととしています。

### 1 実施時期

平成29年4月1日（土）から

### 2 対象者

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が入院措置を行った者のうち、措置解除後、退院となり、入院措置を行なった自治体と所管が異なる県内の他自治体に帰住する場合で、かつ支援に係る情報の引継ぎについて、本人の同意が得られた者。

### 3 支援内容

- (1) 入院措置を行った自治体は、対象者に帰住先の保健所等の相談先を案内するとともに、対象者の情報を当該保健所等に引継ぐ。
- (2) 引継ぎを受けた保健所等は、対象者の意向を尊重しつつ、医療の継続を図るとともに、地域の実情に合わせて、地域定着に向けた支援を実施する。

問合せ先  
精神保健福祉課  
直通電話 042-769-9813  
対応責任者 八木、岸川